

方針Ⅲ 将来にわたって必要な方が適切に介護サービスを受けられるよう、持続可能なサービス提供体制の構築を進めます

高齢化の進展に伴う介護サービス需要の増加に対して、地域の特性を踏まえつつ、計画的なサービス基盤の整備を進めるとともに、深刻化する担い手不足に対応するため、多様な介護人材の確保や、働きやすい環境づくり、業務負担の軽減を進めることにより、将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう、持続可能なサービス提供体制の構築を進めます。

～方針Ⅲの体系～

【施策 7】 中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備や事業運営を支える取り組みの推進

- (1) 介護サービスを提供するための計画的な介護サービス基盤の整備
- (2) 適切な介護サービスの提供に向けた事業所や施設への指導及び支援

【施策 8】 深刻化する介護の担い手不足に対応する人材確保、定着支援と業務負担の軽減に向けた取り組みの推進

- (1) 将来を見据えた介護人材の確保のための取り組みの強化
 - ① 多様な介護人材の確保に向けた取り組みの推進
 - ② 将来の介護の担い手への魅力発信
- (2) 働きやすい環境づくり及び定着促進の支援
- (3) 介護人材の資質向上に向けた取り組みの推進
- (4) 業務負担の軽減に向けた取り組みの推進

[施策 7] 中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備や事業運営を支える取り組みの推進

中長期的な介護サービスの需要を踏まえたうえで、介護を必要とする高齢者が適切な介護サービスを受けることができるよう、介護サービス基盤の整備を計画的に進めます。特別養護老人ホームなどの施設サービスについては、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームといった高齢者の住まいの選択肢が増加してきている状況を勘案するとともに、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについても地域の実情を踏まえつつ、計画的な整備に努めます。

また、適切な介護サービスの提供に向けて、事業所や施設への指導・支援を行うことで、介護サービスの質の確保・向上や、継続してサービスを提供できる体制づくりを構築します。

(1) 介護サービスを提供するための計画的な介護サービス基盤の整備

施設サービスについては、高齢者人口の中長期的な動向を見据えつつ、入所申込者の多様化する希望やサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの設置状況等も考慮し、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを受けられるよう、計画的に整備を行います。

認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、計画的に整備を進め、高齢者が必要な介護サービスを適切に受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えます。

<主な取り組み>

【特別養護老人ホーム等の施設の計画的な整備】

- 特別養護老人ホームの整備
- 介護老人保健施設・介護医療院の整備
- 特定施設入居者生活介護の整備

【地域密着型サービスの計画的な整備】

- 認知症高齢者グループホームの整備
- 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備

【介護サービス基盤整備の目標】

本計画期間（令和9年度～令和11年度）内の整備量の目標は、次のとおりです。

定員等については、入所希望者へのアンケート調査結果に基づく早期の入所希望の状況や今後3年間で増加が見込まれる要介護認定者数の推移や開所される施設の供給量などを考慮して、必要数を推計し、算出しています。

第5回合同委員会（10月予定）で提示予定

（2）適切な介護サービスの提供に向けた事業所や施設への指導及び支援

介護を必要とする高齢者に、より適切な介護サービスが提供されるよう、介護サービスの質の向上や、医療・介護分野における切れ目のないリハビリテーションサービス提供体制の構築等に向けた、事業所・施設への指導や支援を行います。

＜主な取り組み＞

- 関係団体等と連携した介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の実施（再掲）
- 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所のケアプラン点検を通じたケアマネジメントの質の向上に向けた指導及び支援
- 集団指導等を通じたサービス提供における好事例等の紹介
- 在宅生活を包括的に支援する小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の理解促進
- 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所における質の高いケアマネジメント実施に向けたリハビリテーション専門職による支援
- デイサービスにおける効果的なリハビリテーション実施に向けた支援
- サービスの質の向上を目的とした事業所や施設に対する運営指導及び集団指導の実施
- 有料老人ホームの質の確保（再掲）